

2020年2月19日

静岡県中小企業団体中央会  
会長 諏訪部敏之 様

日本労働組合総連合会静岡県連合会  
(略称: 連合静岡)  
会長 中西清文  
連合静岡中小労働委員会  
委員長 石塚智昭

## 2020春季生活闘争に関する要請書

わが国の景気は、基調としては緩やかに拡大し、個人消費も緩やかに伸びてはいるものの、GDP成長率の伸びには届いていません。その様な中で、国内企業の現金・預金を含む内部留保は増加傾向にありますが、労働者への分配は依然として横ばい状態が続いています。

一方、静岡県の景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、景気の回復基調が続いていくことが期待されています。ただし、通商問題や、海外の政治経済情勢、労働力の不足等に加え、消費税率引上げ後の消費者マインド等、これらの動向に留意する必要があります。

このような状況下、連合静岡は、消費の拡大によって企業の経営基盤を健全化し、ひいては税や社会保障など社会制度の持続性を実現させることが重要だと考えています。そのためには、引き続き一定水準の賃金改善を実施することはもとより、企業規模間や雇用形態などの「格差是正」や「底上げ」「底支え」による所得の向上が必要です。

また、2020年4月より働き方改革関連法の中小企業への本格的な施行や「同一労働同一賃金」への対応、さらには、改正出入国管理法はもとより過去最高を更新した県内の外国人労働者への対応などの課題が山積しています。これらの課題を労使の真摯な協議により解決を図っていくためにも、貴会に対し下記の要請を致します。加えて、貴会加盟の企業団体に対しましても下記要請の周知の程、宜しく願い致します。

### 記

#### 1. 定期昇給相当額と年齢別ミニマム額の確保

個別賃金実態調査の集約データ(213組合・85,079人)から策定した、定昇相当額(賃金カーブ維持分)・年齢別ミニマム額(4次回帰・第1十分位数)を最低限維持すべき水準と位置付けて、賃金水準の底上げ・底支えを意識した処遇改善を要請致します。

\*定期昇給相当額

所定内賃金	組合数	組合員数 (所定内賃金)	定昇相当額(18歳～55歳) (賃金カーブ維持分)
・全産業	213組合	85,079人	<b>4,695円</b>
・全規模	平均年齢(全年齢)	平均勤続(全年齢)	平均所定内賃金(全年齢)
・男女計	39.1歳	15.5年	289,947円

\*年齢別ミニマム額

年齢	金額	年齢	金額
18歳	160,100円以上	35歳	221,500円以上
20歳	169,330円以上	40歳	230,930円以上
25歳	190,480円以上	45歳	237,100円以上
30歳	208,050円以上	50歳	241,410円以上

2. 賃金改定

「経済の自立的成長」「社会の持続性」を実現するため、賃上げについては2%程度を基準とし、定昇相当額2%を含めた4%程度の月例一律賃金改定を要求致します。

また、企業内で働くすべての労働者の生活の安心・安全と産業の公正基準を担保するため、組合のある企業における企業内最低賃金の協定化も併せて要請致します。

3. 働き方改革の本格的な実践

2020年4月からの「時間外労働時間の上限規制」の中小企業への適用開始や、「同一労働同一賃金」といった法改正への対応などを踏まえ、県内全ての企業が本格的に働き方改革を促進するように要請致します。

4. 取引の適正化

「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配」を実現するため、取り引きの各段階において生み出された「付加価値」を適正な取引価格に反映し、また、働き方改革に配慮し適切な納期で注文するなど発注先に「しわ寄せ」とならない「取引の適正化」を要請致します。

5. 未組織労働者・非正規雇用で働く者の処遇改善

未組織労働者・非正規雇用で働く者の時間給を1,000円以上とするよう引き続き要請致します。

6. 男女間賃金格差是正

加盟企業における個別労使での男女別の賃金実態を確認頂き、格差が見られる場合には是正を要請致します。

7. 外国人労働者の権利、人権の保障

改正出入国管理法による特定技能資格や、既存の外国人技能実習制度において受け入れる外国人労働者に関して本来の制度趣旨に沿い、法令違反のない労働環境の実現を要請致します。

以上